

があり、ビラ配布を許可した津山市選挙管理委員会の行為などの真相を明らかにする。

（4）市長選挙中、市中に配布された『怪文書』などについて、記事の内容に当時の現職市長及びクリーンセンター建設事務所が関わっていた疑いがあり、庁舎利用のあり方、公人としてのあり方を調査する。

（5）津山圏域資源循環施設組合の住民説明会での桑山博之管理者の「処理施設建設の遅滞の原因は、津山市議会の政治的テロ」という発言内容について、その事実と真意を調査する。

（6）その他、必要な事項を調査する。

この提案に対して、反対討論が行われました。

議案会第九号に対する反対討論（要旨）

市民と歩む会 黒見 節子

「平成二十二年二月執行市長選挙『公選法違反』など政治倫理に関する調査特別委員会の設置について」反対討論させていただきます。

★理由（1）（2）（3）について、選管に判断を委ね、問題があれば、司法に任せるべき内容と考える。

★理由（4）は、当事者が警察に告訴されていると聞いています。捜査の経過を見守るべき。

★理由（5）は、選挙中の出来事でもあり、（1）（2）（3）を明らかにすることと明確になってくることではないか。

★理由（6）は、必要な事項は（1）（5）であり、この項は不要であると考える。

議員として私たちは、行動に責任を持つべき。今回の出来事は私たち議員の姿勢が問われていることと言えます。

「規約」について、メンバーは公正な調査のために関係者を入れるべきではない。第二条③について、市長あてに「再考を求める住民の会」から改めて質問状が出されている。今後の経過を見守るべき。

私たちは、市民生活を守る施策を考えたいという市議会本来の役割を果たしたい。以上、調査特別委員会の設置は必要ないと考えます。

このような論議の結果、「特別委員会」は設置され、下段のとおり「特別委員」が選出されました。

そして、第一回目の委員会を四月十九日（月）に開催、正副委員長が決定され、できるだけ早く結論を出すことなどが決まりました。

◎委員長 秋山幸則 ○副委員長 吉田耕造

委員 黒見節子、高橋 誠、田口慎一郎、竹内邦彦、竹内靖人、原 行則
久永良一

議会一〇メモ

可否同数とは

提案された議案、問題に対し、賛成する者、反対する者が同数であることを言います。地方自治法第百十六条には、「出席議員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる」とされています。

会議の要件は、議員定数の半数以上出席で「会議が成立」し、その出席議員の中で、普通の場合は、議長には「表決権」がありませんから、賛否に加わりません。今回のように、賛成と反対が「同数」になった場合は、議長には、可決又は否決を決めることができる裁決権が認められています。可決又は否決のどちらとするかは議長の判断です。

市政に対する一般質問

三月議会では、個人質問を行いました。三月八日（月）から十一日（木）までの四日間にわたって、十八人の議員が質問をしました。次ページより紹介しますが、掲載の質疑は議員が作成をし、議員の責任で掲載しています。写真については、自席で再質問を行っているケースです。



◎ 政治家が選挙区内にある者に対して、寄付をすることはいかなる名義でも禁止されています。